

「ChatGPT」利用ガイドライン（暫定版）

【概要編】

2023年6月 教育DX推進グループ

目次

本ガイドライン策定の趣旨等	……1
生成AI利用例	……2
データ入力に際して順守すべき事項	……3
生成物の利用に際して順守すべき事項	……4
報告用フォーム	……6
【別冊】資料編	……7

本ガイドライン策定の趣旨等

ChatGPT（チャットジーピーティー）の利用が驚異的な速さで広がるなど生成AIが大きな話題です。

生成AIは、文章、画像、プログラムコードなどさまざまなコンテンツを生成できる人工知能で、ユーザーが指示をすると、人間が書いた文章と見分けがつかないほどの自然な回答を返してくれます。

一方、生成物には虚偽が含まれていたり、著作権侵害のリスクなど課題も指摘されており、活用の仕方には、慎重さも求められるところです。

生成AIの学校での利用については、今後ルールを定める予定ですが、ルールの策定にあたっては、実際に使用してみても課題や効果等を踏まえることが重要です。

このため、しばらくの間、本ガイドラインによるChatGPT (web無料版)の暫定利用を認めることとします。

本ガイドラインに基づきChatGPT (web無料版)の利用をされた教職員は、所定のフォームにて、使用感や有効性などを報告してください。学校現場からの報告が、今後のルール策定のための大事な情報となります。

また、暫定利用の期間中は、原則、生成AIの利用は「ChatGPT」に限定いたします。
その他の生成AIの校務使用は利用を認めておりません。

(※) 操作マニュアル編で「ChatGPT」(web版)の手順等を詳しくご紹介します。

生成AI を利用

① 質問・指示を入力 → ② 自動で答えが返る (もっともらしい文章) → ③ 内容を自分で精査する

画面 (ChatGPT)

質問

回答



利用上の順守事項

「データ入力に際して順守すべき事項」に従うこと

「生成物の利用に際して順守すべき事項」に従うこと

○利用例

教材作成、調べもの、アイデア出し・ブレインストーミング、文章・キャッチコピーの下書き作成、文章の要約または添削、翻訳
表計算・マクロ・プログラミングの記述等

- 生成AIは、ユーザーから提供（入力）されたデータを、モデル改善のために使用する場合があります。入力データが他の利用者の回答として提示される可能性が指摘されています。
- そもそも佐賀県が定めるセキュリティポリシーでは、個人情報や公開を予定していない情報を、生成AIなどの外部サービスで取り扱うことは認めていません。（P8参照）
- 一方で、ユーザーがAIの回答精度を上げるため、多くの情報を与えがちになるとの指摘もあり、思わず重要な情報を入力してしまう可能性も否定できません。



- ✓ 利用の都度、必須設定（操作マニュアル編 P8 2.⑦⑧）を「毎回」必ず行ってください。
- ✓ データが外部に出る可能性が否定できないことを念頭に、入力内容を考えてください。
- ✓ 個人情報や公開を予定していない情報は絶対に入力しないでください。
- ✓ 入力後、送信ボタンを押す前に記載内容を再確認してください。

- 生成AIは、膨大なデータの学習を通じ、「ある単語の次に用いられる可能性が確率的に最も高い単語」を出力することで、もっともらしい文章を作成していくものです。
- このため、生成物には間違いも多く、情報が最新でないことがあります。
また、著作権やプライバシー侵害、バイアス（偏り）があり得ることも指摘されています。
(P9参照)



- ✓ 生成物を利用する場合、その利用の仕方が妥当か、教職員個人でなく、各学校で判断してください。
- ✓ 生成物はそのまま利用しないでください。内容を盲信せず、必ず根拠や裏付け、内容の正確性、表現の偏りの有無などを批判的な視点に立って確認してください。
- ✓ 正確性等が確認できない場合は、対外的な資料には利用しないでください。

※生成物が既存の著作物と同一・類似している場合は、当該生成物を利用する行為が著作権侵害に該当する可能性があります。

- 生成AIは便利なツールですが、万能ではなく、最終的に判断するのはあくまでも人です。
- 従って、生成物を利用する場合は、事実関係等の確認みならず、学校・教職員の思いや考えが正しく表現されるよう必ず手直しする必要があります。
- 生成物をそのまま利用することは論外ですが、利用する場合も、目的や利用者側の意図が十分に伝わるものに磨き上げることを意識してください。